

平成 30 年 5 月 14 日現在

機関番号：32642

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25870154

研究課題名(和文)近代オスマン国制史研究 - 正教徒共同体とムスリム国際法学者を中心に

研究課題名(英文) A Study in the Modern Ottoman Constitutional History: Orthodox Community and Muslim International Lawyers

研究代表者

藤波 伸嘉 (Fujinami, Nobuyoshi)

津田塾大学・学芸学部・准教授

研究者番号：90613886

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：近代オスマン国制の特徴を、当事者であるオスマン臣民の視座から考察することで、西洋中心主義に堕さない形での、新たな世界法学史の構築の一助とすることを試みた。具体的には、オスマン国制において特権的な地位を保ち、かつしばしばその地位が国際法上の争点ともなった正教徒共同体を素材に、それをめぐるムスリム国際法学者の論考を分析した。その結果、上述の問題を更に深く考察するためには、国際法のみならず国内法、とりわけ憲法学/国法学からの接近も必要なこと、また、オスマン帝国のみならずギリシア王国の正教徒による法学的議論も参照する形での接近が求められることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Focusing on the Ottomans' own perspective, I attempted to analyze, free from the Eurocentric prejudices, some of the key characteristics of the modern Ottoman legal history. This I hope would help construct an alternative approach to the world legal history. In particular, I have examined the Orthodox community with the so-called religious privileges, whose status more often than not invited international disputes. As a result of my inquiry, it becomes apparent that, in order to have an in-depth knowledge of modern Ottoman legal history, we have to take into consideration the arguments of both international and constitutional lawyers simultaneously. In addition, a close look at the legal studies that developed in the Kingdom of Greece would shed some new lights on the legal status of Ottoman Greeks.

研究分野：近代オスマン史

キーワード：オスマン帝国 国際法 憲法 ギリシア 正教会

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の開始当初には、19世紀末から20世紀初頭のオスマン帝国治下正教徒共同体の権力構造の分析を第一の課題とし、これを補完する第二の課題として、同時期の国際法受容史・法思想史の展開をめぐる考察を行なうことを構想していた。これは、従来のオスマン史研究では看過されがちだった非ムスリム、特にギリシア正教徒の俗人名望家を中心として、近代オスマン国制の特徴をムスリム・非ムスリム双方を含んだ総体として理解するための問題設定であると共に、それがムスリム側にどのように認識されていたかを検討するための基礎的な問題設定として位置づけられていた。以上の問題設定は、前著『オスマン帝国と立憲政』の成果を踏まえつつ、そこでは十分に展開できなかった正教徒内部の権力構造の解明という問題に接近するための手段でもあった。

2. 研究の目的

上記の背景に鑑み、本研究課題は元来、正教徒共同体内部の権力構造の解明と、それを記述し分析するムスリム知識人、とりわけ国際法学者の言説を分析することを目的とした。

ところが四年の当初期間に延長期間一年を足した計五年の間に、研究を進めていくにつれ、当面は第二の課題、即ちムスリム法学者の思想史的研究に次第に軸足が移ることとなった。これには下記の通り複数の理由がある。

第一に、この間に参加した「近代東アジアの形成と翻訳概念」研究会での議論から、まずはオスマン国制の在り方そのものを他地域との比較で法学史上に位置付けることの重要性和緊急性を理解したことが挙げられる。この課題には、同研究会の成果として公開された論文集、『宗主権の世界史』に二本の論説を寄稿することによって、一定の区切りをつけた。

しかし第二に、この問題と取り組む過程で、国内法と国際法の相互浸透が著しい点にこそ近代オスマン国制の特徴があり、正教徒共同体のオスマン国制史上の位置付けは、それが近代的な法学の言説でどのように定義されていたかという問題と不可分であることが理解された。これは必ずしも専らムスリムが非ムスリムの国制上の地位を定義づけるという一方向的なものではなく、寧ろ非ムスリム側がどのような法学的言説を用いていたか、そして本来は外部者である西欧列強や西洋人法学者がオスマン国制をどのように記述し分析したかという問題にも関わる。

そして第三に、このような論点は、昨今の世界法学史研究で注目されている、「長い19世紀」の国際法学の再考や、同時期の憲法/憲法学の帝国性及び多法域性、そして多宗教

統治の国際比較への関心といった潮流にも棹差すものであることが理解された。以上を要するに、研究の過程で、オスマン帝国の非ムスリムをめぐる法学的言説を、オスマン帝国のムスリムと非ムスリム、そして西洋人のそれぞれがどのように展開していたかという問題が、近現代世界法学史に新たな視点を提供し得るものであるという見込みが得られることになった。

そこで本研究課題の目的としては、正教徒共同体の権力構造とその変遷には留意しつつも、寧ろそれを取り巻く法学的言説の展開を追跡する方に重きを置くこととなった。

3. 研究の方法

以上の目的を達するため、本研究課題では以下の方法を採用した。

まず、本研究は基本的に歴史学の立場にあるため、対象として法学者を扱うとしても、その分析に当たっては歴史学の手法を用いる。具体的には、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、オスマン帝国のムスリム・非ムスリムの法学者、そしてそれと関係の深かったギリシア王国のギリシア人法学者の著作や言論を、同時代に浮上した政治的・制度的な論点に即す形で適宜取捨選択して、一種の法学者対比列伝の形で、この時代のオスマン帝国ではどのような制度が争点化しており、またそれをめぐってどのような法学的な言説が展開されていたかを明らかにする。その上でそれを同時代の西洋人法学者の著作と比較対照することで、近代オスマン帝国の法制度をめぐる言説が、この時代の世界史上に有した意味、果たした役割を考察する。従って史料としては同時代のオスマン人、ギリシア人、西洋人、そして日本人の法学書や法学雑誌論説が中心となり、これに同時代の条約集や法令集などが付け加えられることとなる。

4. 研究成果

本研究は今なお途上であるが、本研究課題の現時点での成果を挙げれば以下のようになる。

第一に、「宗主権」という概念にまつわり、19世紀のオスマン国制が如何に「例外」的な形で国際法学者に認識されていたかが明らかになった。第二に、その上で、そのような「例外」像との格闘の中から、19世紀末にオスマン国際法学が形成される過程がある程度明らかになった。第三に、オスマン帝国の隣国であるギリシア王国は、オスマン側とも西欧側とも異なる独自の法学を立ち上げていたこと、その内実を精査することで、オスマン・ギリシア両国にまたがる正教徒の世界を新たな視座から考察し得る見込みが得られた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計14件)

【査読あり】

・ Fujinami Nobuyoshi, "The First Ottoman History of International Law," *Turcica*, 48, 2017, pp.245-270.

・ 藤波伸嘉「仲裁とカピチュレーション 1901年オスマン・ギリシア領事協定にみる近代国際法思想」『史学雑誌』第125編第11号、2016年、1-36頁。

・ Nobuyoshi Fujinami, "Georgios Streit on Crete: International Law, Greece, and the Ottoman Empire," *Journal of Modern Greek Studies*, 34(2), 2016, pp.321-342.

・ 藤波伸嘉「ババンザーデ・イスマイル・ハックのオスマン国制論 主権、国法学、カリフ制」『史学雑誌』第124編第8号、2015年、1-38頁。

・ 藤波伸嘉「ハサン・フェフミ・パシャとオスマン国際法学の形成」『東洋史研究』第74巻第1号、2015年、1-42頁。

・ Nobuyoshi Fujinami, "Decentralizing Centralists, or the Political Language on Provincial Administration in the Second Ottoman Constitutional Period," *Middle Eastern Studies*, 49(6), 2013, pp.880-900.

・ 藤波伸嘉「オスマンとローマ 近代バルカン史学史再考」『史学雑誌』第122編第6号、2013年、55-80頁。

【査読なし】

・ 藤波伸嘉「サリポロスとクレタ憲法」『国際関係学研究』第43号、2017年、29-46頁。

・ 藤波伸嘉「書評 山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰史編『現代の起点 第一次世界大戦 第二巻 総力戦』」『史学雑誌』第124編第10号、2015年、102-111頁。

・ 藤波伸嘉「オスマン帝国の立憲政」『歴史と地理 世界史の研究244』第686号、2015年、48-51頁。

・ 藤波伸嘉「オスマン帝国憲法修正条文 翻訳と解題」『国際関係学研究』第41号、2015年、13-26頁。

・ 藤波伸嘉「ギリシア東方の歴史地理 オスマン正教徒の小アジア・カフカース表象」『史苑』第74巻第2号、2014年、67-101頁。

・ 藤波伸嘉「オスマン帝国の解体とヨーロッ

パ」『アステイオン』第80号、2014年、60-76頁。

・ 藤波伸嘉「とある都市の『解放』」『Field+フィールドプラス 世界を感応する雑誌』第11号、2014年、20-21頁。

[学会発表](計5件)

・ FUJINAMI Nobuyoshi, "Constitutions In-Between: Crete, from the Ottoman Privileges to a Greek State," Slavic-Eurasian Research Center 2017 Winter International Symposium: The Russian Revolution in the Long Twentieth Century, Slavic-Eurasian Research Center, Hokkaido University, Sapporo, December 7, 2017.

・ 藤波伸嘉「法の歴史、イスラームの歴史 イブラヒム・ハックにみる近代オスマンの歴史叙述」第66回日本西洋史学会大会、小シンポジウム3「グローバル化のなかで歴史を書くこと 近代歴史学思想へのトランスナショナル・アプローチ」慶應義塾大学、2016年5月22日。

・ 藤波伸嘉「愛国としての法学 イブラヒム・ハックとオスマン公法学の展開」九州史学会イスラム文明学部会シンポジウム「イスラームの王権と正統性 中世から近代へ」九州大学、2015年12月13日。

・ 藤波伸嘉「ギリシア国際法学とオスマン帝国 ヨルゴス・ストレイトを例として」間にあるもの 現代史 ロシア・中東・東アジアにおける仲介人と境界人、埼玉大学東京ステーションカレッジ、2015年3月10日。

・ 藤波伸嘉「エキュメニズムの行方 『小アジア歴史地理』から『カフカースのギリシア人』へ」立教大学史学会大会、立教大学、2013年6月22日。

[図書](計4件)

・ Dimitris Stamatopoulos (ed.), *Balkan Nationalism(s) and the Ottoman Empire* Vol. III: *The Young Turk Revolution and Ethnic Groups*, İstanbul: Isis, 2015, 232p. (FUJINAMI Nobuyoshi, "Privileged but Equal: The Privilege Question in the Context of Ottoman Constitutionalism," pp.33-59)

・ 秋葉淳・橋本伸也編『近代・イスラームの教育社会史 オスマン帝国からの展望』昭和堂、2014年、vii, 295, xiii頁。
(藤波伸嘉「帝国のメディア 専制、革命、立憲政」242-268頁)

・岡本隆司編『宗主権の世界史 東西アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会、2014年、viii, 399頁。

(藤波伸嘉「主権と宗主権のあいだ 近代オスマンの国制と外交」49-87頁、藤波伸嘉「宗主権と正教会 世界総主教座の近代とオスマン・ギリシア人の歴史叙述」322-355頁)

・池田嘉郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版社、2014年、278, 5頁。

(藤波伸嘉「オスマン帝国と『長い』第一次世界大戦」191-218頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤波 伸嘉 (FUJINAMI Nobuyoshi)

津田塾大学 准教授

研究者番号：90613886